

# 69歳以下の方の医療費のご案内

医療機関や薬局に支払う医療費は、**1か月あたり(1日～末日まで)の自己負担限度額**が決められています。自己負担限度額を超えて支払った分は、健康保険から払い戻しが受けられます(高額療養費制度)。

## < 限度額適用認定証について >

入院治療などで医療費が高額になることが想定される場合は、事前に「限度額適用認定証」の取得をおすすめします。受診時・入院時に医療機関等の窓口に「限度額適用認定証」を提示すると、支払いを自己負担限度額までに留めることができます。限度額適用認定証には有効期限があります。申請した月の1日から有効なものが発行されます。

## ■ 自己負担限度額(月額)の一覧表

区分	自己負担限度額	
		多数該当※
ア (標準報酬月額が83万円以上の方)	252,600円+ (医療費－842,000円) × 1%	140,100円
イ (標準報酬月額が53万円～79万円の方)	167,400円+ (医療費－558,000円) × 1%	93,000円
ウ (標準報酬月額が28万円～50万円の方)	80,100円+ (医療費－267,000円) × 1%	44,400円
エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
オ：住民税非課税	35,400円	24,600円

### ※ 多数該当

過去1年以内に同じ世帯(同一被保険者)で、3回以上高額療養費に該当した場合には、4回目からは自己負担額が引き下げとなります。

## ■ 自己負担限度額の対象外になるもの

- ・入院時の食事代

所得の区分	1食あたりの食事代
一般	490円
住民税非課税世帯	90日までの入院…230円
	90日を超える入院…180円

難病医療費助成制度、小児慢性特定疾患医療費助成制度を利用している所得区分「一般」の方の食事代は1食280円です。住民税非課税の方は左表と同様です。

- ・診断書等の文書料・差額ベッド代・レンタル代(病衣・タオル・日用品など)・保険適用外診療・居住費・おむつ代 など

## ■ 申請窓口

国民健康保険…お住まいの区市町村の国民健康保険の担当課

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険…健康保険証に記載された全国健康保険協会の各都道府県支部

その他の健康保険組合・共済組合…健康保険証に記載された健康保険組合・共済組合

- ・ 限度額適用認定証の申請の際には、申請書・健康保険証が必要になります。
- ・ マイナンバーの確認や身分証明書の提示、印鑑が必要な場合があります。各申請窓口にご確認ください。

## ■ その他

- ・ 受診者・医療機関ごと(入院と外来、内科と歯科は別計算)に、1か月(1日～末日まで)に支払った保険診療の自己負担分が、高額療養費制度の対象になります。21,000円以上のものが合算対象になります。
- ・ 『限度額適用認定証』の手続きが間に合わず、一度、窓口で医療費の支払いをした場合、後日、高額療養費制度の申請ができます。その際は、領収証と振込口座がわかるものが必要となります。
- ・ 加入している健康保険によっては、付加給付があります。加入している健康保険にご確認ください。

制度についての詳細は、当院中央棟1階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181 (代表) (内線 2081, 2084, 2489)

